

土佐町上下水道事業に係る運転管理業務委託のプロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、土佐町下水道事業施設及び簡易水道施設並びに飲料水供給施設、その他の水道施設における運転管理業務委託についてのプロポーザル実施要領である。

2. 対象施設

対象施設は、次に示すとおりである。各施設の概要は、別紙-1に示す。

(1) 特定環境保全公共下水道施設

土佐さめうらクリーンセンター

(2) 農業集落排水施設

相川クリーンセンター

地蔵寺クリーンセンター

西石原クリーンセンター

(3) 小規模集合排水処理施設

平石クリーンセンター

(4) 合併処理浄化槽

土佐町内 238 箇所（令和4年12月31日現在）

(5) 簡易水道施設

土佐町内 16 箇所

西石原、地蔵寺、峰石原、森・田井、黒丸、平石、溜井・伊勢川・台、東石原、井上・日浦、伊勢川、下瀬戸、柿ノ久保、和田、栗ノ木、立割、ウツツゴウ

(6) 全般

①下水道施設においては、各々の下水道施設の処理設備、本管・取付管、放流管、マンホールポンプ・単戸用ポンプ、公共マス等管路施設を含む全施設を対象施設とする。

②水道施設においては、各々の水道施設の取水設備、浄水場、ろ過池、配水池、導水管から配水・給水管、減圧弁、水道メーター等管路施設を含む全施設を対象施設とする。

3. 委託業務内容

委託業務内容は、別紙-2に示すとおりとする。また性能要求基準及び施設運転条件は、別紙-3、別紙-4に示すとおりである。

4. 業務時間

- (1) 1日24時間通年を対象とする。
- (2) 災害・事故等緊急事態発生時（有害物質の流入、原水水質の悪化等）は、町職員の指示により事態の收拾にあたること。また緊急事態時は、発生から30分以内に対応が可能な体制を整えること。現地には、1時間以内に到着すること。

5. 従事者の構成及び資格

- (1) この業務の執行にあたっては、「責任者」を配置すること。責任者の資格要件は次のとおりとする。
 - ・ 下水道終末処理場における維持管理の経験が3年以上であること、かつ農業集落排水施設あるいは合併処理浄化槽の維持管理経験を有すること。
 - ・ オキシデーションディッチ法を有する下水道終末処理場等対象施設に相当する施設の維持管理経験者であること。
- (2) この業務に従事する者は、次の資格を有すること。
 - ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - ・ 浄化槽管理士
 - ・ 下水道技術検定「第3種」の合格者であること。あるいは、下水道法施行令第15条の3に定める資格者であること。
 - ・ 水道技術管理者
 - ・ その他業務内容に応じて必要とする資格

6. 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、既供用の施設の場合は、諸設備等の運転操作要領を理解し、既受託者からの業務引継ぎを容易とするため、事前に自ら研修等を行うものとする。

7. 応募資格

次の(1)～(8)に掲げるすべての要件を満たすものであること。

- (1) 申請日現在、土佐町競争入札参加資格者名簿（委託業務）に登載されている業者で、高知県内に支店あるいは本社を有する業者であること。
- (2) 高知県指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和24年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和24年法律第172号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 過去 10 年以内に活性汚泥法の終末処理場を有する公共下水道、流域下水道において処理施設の運転管理・保守点検等の維持管理業務実績が 3 年以上あること。
- (6) 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年 7 月 9 日建設省告示第 1348 号）による登録業者及び同等実績を有する業者であること。
- (7) 一部業務の再委託を行う業者及び雇用する従事者は、緊急時に即時対応する体制を考慮し、土佐町内に住所(居住)を有する者とする。
- (8) 技術提案書内業務実施体制における従事者名簿の従事者を、業務引継ぎ開始までに配置できる者であること。

8. 受託者選定方式

プロポーザル随意契約方式

9. 技術提案書の作成要領

(1) 技術提案に関する条件

① 委託料の支払い

町が委託期間を通じて支払う委託料は、入札金額に取引にかかる消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、事前研修等業務実施準備に係る費用については受託者の負担とする。

② 土地及び施設の利用

受託者は、業務期間中、当該事業用地及び施設を無償で使用することができるが、通常の使用に伴うもの以外の汚損・損失は受託者の負担とする。また、善良な管理者として、施設全体の光熱水費、通信費等の節減に努めるものとする。ただし、受託者による事務室等への通信機器等の設置及びそれら機器等に係る費用については受託者の負担とする。

③ リスク管理

施設管理者としての責任は町にあるが、この実施要領に示す業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。なお、この業務に係るリスクの詳細内容（程度や具体的事項）については、技術提案内容を勘案しながら双方協議により覚書を取り交わすこととする。

④ 保険加入

受託者は、業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む。）に対応する保険等に加入すること。

⑤ 業務の再委託

業務の一括の再委託等は禁止する。ただし、業務の一部について、町が再委託に承認を与えるものについてはその限りでない。

(2) 提案内容

技術提案書は、次の事項に関する提案等を記載すること。

- ① 本業務に係る職員配置及び必要な資格事項を満たす資料等
- ② 会社の概要
- ③ 各種資格所有者数
- ④ 業務実績
- ⑤ 業務実施体制
- ⑥ 本業務における実施方針及び内容
- ⑦ 緊急事態時の体制及び緊急対応方法
- ⑧ 突発的な修繕の考え方及び施設の改修・更新時の管理方法
- ⑨ 将来のコスト縮減方法
- ⑩ 会社独自のアピール等
- ⑪ 施設広報や見学用のアイデア等
- ⑫ 履行確認に関する考え方及び業務履行開始前に伴う引継方法
- ⑬ 施設管理から発生する損害補償について
- ⑭ 見積書（提案書に記載する内容をふまえて、本業務にかかる3カ年の見積、仕様書（案））を提出すること。

(3) 書式

提案書は、日本工業規格『A4版』縦置き横書き左綴じ（図表等に『A3版』を使用する場合、折り綴じること）とする。

前記(2)⑥、⑦、⑧については、10ページ以内、それ以外は4ページ以内にまとめること。ただし、A4片面で1ページとする。

(4) 技術提案書提出に関する留意事項

① 費用負担

提案書の作成にかかる費用は、すべて提出者の負担とする。

② 著作権

提出者からこの要領等に基づき提出される提案書等の書類の著作権は、提出者に帰属する。ただし、町は本業務の範囲内で必要と認める場合にはこれらの書類を無償で使用できる。また、これらの書類等は土佐町情報公開条例に基づき、公開されることがある。

③ 提出書類の取扱い

提出済の提案書は、原則として変更できない。また、返却しない。

④ 提示資料等の取扱

完成図書等、技術提案書作成のため必要な技術的資料は、町（担当窓口）と協議の上、閲覧することができる。提示する資料等については、提案書作成にかかる検討以外の目的で使用してはならない。

⑤ 提案書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する提案書は無効とする。

- ア) 同一事項に対し、2 とおり以上の提案があった場合
- イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ウ) 著しく信義に反する行為があった場合

10. 技術提案書の提出方法、提出先

- (1) 技術提案書の鏡には、第 4 号様式の技術提案書提出書を添付すること。
- (2) 提出先 : 土佐町役場 建設課
〒781- 3492 高知県土佐郡土佐町土居 194
TEL 0887 - 82 - 0400 FAX 0887 - 70 - 1333
- (3) 提出期限 : 令和 5 年 3 月 3 日 (金) 12 時まで
- (4) 提出部数 : 5 部 (A4 版)

11. 応募内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は原則として文書によるものとする。この要領及び技術提案書の作成に関し疑義がある場合には、第 3 号様式の質問書によりファックスにて問い合わせのこと。電話 (E メール) での問合せには応じない。なお、質問書及びその回答は全て公開される。
- (2) 質問受付担当課 : 提出書類の提出先に同じ。
- (3) 質問の受付期限 : 令和 5 年 2 月 22 日 (水) 午後 4 時まで
- (4) 質問に対する回答は、質問を受理してから 3 日 (土日・祝祭日を含まない。) 以内に行う。

12. 現地確認

対象施設の現地確認を希望する応募者は、第 2 号様式の現地確認申込書に記入の上、建設課に提出のこと。現地確認の日程については、町より後日通知する。

13. ヒヤリング

- (1) 提出された提案書に基づき、後日、選定委員によるヒヤリングを実施する。ヒヤリング参加人数は、4 名までとする。なお、ヒヤリング開催の日程については別途連絡する。
- (2) 時間は、説明時間 30 分、質疑応答時間を 15 分程度とする。

14. 審査

- (1) 審査内容は公表しない。
- (2) 審査結果は、速やかに参加者に通知する。

(3) 審査の結果についての異議申し立ては出来ない。

15. 審査の観点

- (1) 会社の体制及び直近営業所
- (2) 県内業務実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 業務実施方針
- (5) 緊急事態時の体制及び緊急対応方法、実現できる対応
- (6) 突発的な修繕及び施設の改修・更新時の管理方法、実現できる対応
- (7) 機器の点検項目・点検頻度
- (8) 将来のコスト縮減方法
- (9) 会社独自のアピール等
- (10) 施設見学時の対応等
- (11) 履行確認に関する考え方及び業務履行開始前に伴う引継方法、実現できる対応
- (12) 損害補償に対する姿勢
- (13) 本業務に対する意欲・熱意
- (14) 見積書の内容及び妥当性
- (15) 土佐町の地域性に対する理解度

16. 委託契約の締結

提案書の評価点により、最高点の第1位提案者に交渉権を与え、金額及び仕様面についてネゴシエーションを行い、双方合意した時点で委託契約を締結する。ネゴシエーションが不調となった場合は、第2位の提案者（以降同様）とネゴシエーションを行う。（交渉契約方式）

17. 今後の日程（予定）

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 説明会・現地確認 | 令和5年2月中旬 |
| (2) 技術提案書提出期限 | 令和5年3月3日 |
| (3) 技術提案書プレゼンテーション | 令和5年3月9日（予定） |
| (4) 技術提案書の審査 | 令和5年3月15日 |
| (5) 技術提案書審査結果の通知及び特記仕様書の送付 | 令和5年3月17日 |
| (6) 契約内容についての協議 | 令和5年3月17日～ |
| (7) 業務引継ぎ | 令和5年3月23日～ |
| (8) 入札（見積） | 令和5年3月22日 |
| (9) 契約締結 | 令和5年4月1日 |

18. その他

このプロポーザル実施要領により技術提案書提出の意思があるものは、令和 5 年 2 月 14 日（火）までに第 1 号様式に従い参加表明書を提出すること。なお、参加表明書提出後に技術提案書の提出を辞退する場合には、令和 5 年 2 月 28 日（火）12 時までに第 5 号様式に従い辞退届を提出すること。

様式第 1 号

年 月 日

土佐町長 様

商号又は名称

所在地

代表者

担当者 氏名

所属

連絡先

電話

FAX

印

参加表明書

年 月 日付けで公告のありました「土佐町上下水道事業に係る運転管理業務委託」について、関心がありますので、期日までに技術提案書を提出します。

様式第 2 号

年 月 日

土佐町長 様

商号又は名称

所在地

担当者 氏名

所属

連絡先

電話

FAX

現地確認申込書

土佐町上下水道事業に係る運転管理業務委託において、現地確認をしたいので、次のとおり申請します。

記

- | | | | | |
|---|------|---|---|---|
| 1 | 希望日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 参加者数 | | | 名 |

※参加者は 2 名まででお願いします。

様式第 3 号

年 月 日

土佐町長 様

商号又は名称
所在地
担当者 氏名
所属
連絡先
電話
FAX

技術提案書等に関する質問書

土佐町上下水道事業に係る運転管理業務委託のプロポーザル実施要領について、次のとおり質問します。

記

資料名 :

ページ :

質問概要 :

質問内容 :

※質問は本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に取りまとめて記載してください。

様式第 4 号

年 月 日

土佐町長 様

商号又は名称

所在地

代表者

印

担当者 氏名

所属

連絡先

電話

FAX

技術提案書提出書

年 月 日付けで公告のありました「土佐町上下水道事業に係る運転管理業務委託」について、プロポーザル実施要領に基づき、提案書類一式を提出します。

様式第 5 号

年 月 日

土佐町長 様

商号又は名称

所在地

代表者

印

担当者 氏名

所属

連絡先

電話

FAX

辞 退 届

年 月 日付けで参加表明書を提出しました「土佐町上下水道事業に係る運転管理業務委託」について、技術提案書の提出を辞退します。